

# アスマライズ通信



アスマライズ事務局 Vol. 31

## 外国人技能実習機構が行う臨時検査について

外国人技能実習機構は技能実習生を保護し適切に技能実習が行われているか確認するために実習実施者や監理団体に報告を求め、実地検査を行っています。実地検査には実習実施者に対して行う定期検査（3年以内に1回）と関係者から相談・申告・情報提供があった場合等に直ちに行う臨時検査の2種類があります。いずれも原則、事前の予告なく行われるとされていますが、現在では事前に日程連絡があり実施されています。実地検査の結果、技能実習法違反や労働関係法令違反が疑われる場合には、改善勧告・改善指導が行われ、適切な対応が必要となります。技能実習制度に不安点や疑問点等ございましたら、当組合（監理団体）へご相談をお願い致します。

### 【 臨時検査が行われる事例 】

① 労働基準監督署及び地方出入国在留管理局からの通報

② 実習生からの相談や申告

地方支所にも相談窓口を設けられ、フリーダイヤルとメールにより母国語で対応し、電話だけでなく来所でも相談対応されている。

③ 実習生が失踪した場合

現状、実習生が失踪した場合は必ず臨時検査が行われています。しかし、毎年失踪者は一定人数いるため、外国人技能実習機構は失踪後直ちに臨時検査を実施することができず、数か月後（忘れた頃）に実施される場合もあります。万が一失踪者が出た場合、警察署及び外国人技能実習機構への届出が必要となり、失踪日以前3ヶ月分の出勤簿・賃金台帳及び失踪日前日までの給与がきちんと支払われているか確認されます。失踪後、銀行口座が凍結などにより支払う事が出来なかった場合は、実習生がいつ戻ってきても未払分の賃金を支払えるように、常に事務所に準備しておく必要があります。

臨時検査や定期検査でも基本的に確認される備付書類は同様ですので、平日頃から関係法令を遵守し、認定計画通りに実習を行うようにして下さい。また、実施検査において外国人技能実習機構から指摘等があった場合は、迅速に改善を図るようお願い致します。

## 外国人受入れトラブルについて

外国人雇用は、知らないうちに違法行為となることや、トラブルに発展しやすい要素があります。また、外国人は日本の法律や、暗黙の了解で運用されてきた日本独特の社会的習慣などを知りません。自社で働く外国人とトラブルにならないように、社内のルールは書面にてわかりやすく作成し、説明及び確認することが重要です。

### トラブル事例

#### ①病気

技能実習生は入国前（現地）と入国後（入国講習期間中）に健康診断を行います。実習開始後にホームシックやストレスで病気になってしまうこともあります。受け入れ企業様はメンタルヘルスケアへの配慮もお願い致します。

#### ②喧嘩

国が違えば文化や考え方も違い、もちろん合わない相手もいると思います。外国人同士が修復不可能な喧嘩にまで発展すれば、最悪どちらかが帰国するという事態にもなりかねません。心が落ち着く時間を持つためにも、宿泊施設（寮）は一人部屋をおすすめします。

#### ③コミュニケーション

入国前に日本語は勉強しているものの、日本語の理解力が低く、生活面での不安や言葉の壁から周りの環境になかなか馴染めない人もいます。誰にどのように連絡して良いかわからず無断欠勤してしまった事例もありますので、周りの従業員から積極的にコミュニケーションを取るようお願い致します。また、外国人は日本人のような婉曲な言い回しでは指示が伝わらないことも多くあり、はっきりと伝えることも必要となります。どの程度理解しているのかを把握するためにも、普段からのコミュニケーションを心掛けるようお願い致します。

### 実習実施者様からの質問 Q&A

Q. 実習生の寮（宿泊施設）の電気水道代が高くなりました。徴収する費用を増やしてもよいですか。

A. 水道光熱費の実費を請求することは差し支えありません。

しかし、水道光熱費を定額で定めている場合は、予め実習生に説明し、同意を得る必要があります。また、軽微変更届の提出が必要となりますので当組合にご連絡をお願い致します。

